

事務連絡
令和5年2月1日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の周知
について

日頃より、医療用医薬品の流通改善についてご協力・ご尽力を賜り感謝申し上げます。

医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン（平成30年1月23日付け医政発0123第9号、保発0123第3号。以下「流通改善ガイドライン」という。）は、医療用医薬品の流通関係者が抱える諸課題の改善を図るため、平成30年1月に作成しました。その後、入札談合事件、医薬品の安定供給問題及び薬価改定の毎年実施等、医薬品取引の環境変化を踏まえ、令和3年11月に改訂し、令和4年1月から適用しているところです。

今後も、更なる流通改善を図っていくためには、医療用医薬品の流通に関わる全ての関係者が、その取引等において基本的なルールを遵守していく必要があります。

改定ガイドラインが適用されてから、1年が経過するこの機会に、改めてガイドラインの周知を行いますので、内容をご了知いただき、公正な競争の確保と法令の遵守に努めるとともに、医療用医薬品の流通に関係する諸課題の改善に引き続きのご協力をお願いします。

各位

(※価格交渉を代行するもの、医療コンサルタント、共同購入を行う事業者等)

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」
の周知について

医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン（平成30年1月23日付け医政発0123第9号、保発0123第3号。以下「流通改善ガイドライン」という。）は、医療用医薬品の流通関係者が抱える諸課題（仕切価格交渉のあり方、単品単価契約の推進、医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉及び不当廉売の禁止等）の改善を図るため、平成30年1月に作成しました。その後、入札談合事件、医薬品の安定供給問題及び薬価改定の毎年実施等、医薬品取引の環境変化を踏まえ、令和3年11月に改訂し、令和4年1月から適用しているところです。

流通改善ガイドラインにおいては、取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いての値引き交渉や取引品目等の相違を無視して同一の総値引率を用いた交渉などを慎むこと、医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉を禁止する旨を記載していますが、流通関係者等からは、取引先ごとの取引条件やコストを加味しない独自のベンチマークでの交渉やコンサルタント業者による不当に価格を下げていく値引き交渉の実態が指摘されています。

医療機関や薬局が、医薬品卸売業者との価格交渉をコンサルタント業者等へ依頼することは、業務の効率化や最適化を目的としたものも含まれることから直ちに問題とは言えませんが、取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いての取引交渉や成果報酬を目的とした過大な値引き交渉は、流通改善ガイドラインに抵触すると考えています。

今後も、更なる流通改善を図っていくためには、医療用医薬品の流通に関わる方々が、その取引等において基本的なルールを遵守していく必要があります。

貴社におかれましても流通改善ガイドラインをご了知いただき、医療用医薬品の流通に関係する諸課題の改善にご協力をお願いします。